【申告書の書き方】

申告書に住所、氏名、生年月日、個人番号、電話番号を記入して下さい。

令和７年中収入のあった人

【収入金額等・所得金額】

各項目の説明をよく読んで、令和７年１月１日から12月31日までの所得金額等を記入してください。

●事業所得（営業等／農業）

自分で事業や農業を営んで得た所得で、**収入金額－必要経費**により計算します。

注意 収入金額とはその事業から１年間に得た収入の合計で、必要経費とはその収入を得るために１年間に使った費用の合計をいいます。

●不動産所得

土地や建物などを貸して得た地代や家賃による所得で、**収入金額－必要経費**により計算します。

※事業・不動産所得については収入と必要経費の明細を申告書裏面に記入後、表面を記入して下さい。

●配当所得（総合課税）

株式の配当や証券投資信託の収益分配金などによる所得で、証券投資信託の収益分配金は、**収益分配金＝配当所得**となり、その他の所得は**収入金額－株式などの元本を取得するために借りた借入金の利息**により計算します。

注意 上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受けるものを除く）を申告する場合は、総合課税と申告分離課税を選択することができます。

●給与所得

会社などにお勤めの人などが得る給料、賞与による所得で表１により計算します。

（表１） 給与所得金額の計算

給与等の収入金額	給与所得の金額	
1円 ～ 650,999円	0円	
651,000円 ～ 1,899,999円	収入金額－650,000円	
1,900,000円 ～ 3,599,999円	収入金額÷4＝（A）	（A）×2.8－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	（A）は千円未満の端数を切り捨て	（A）×3.2－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円 ～	収入金額－1,950,000円	

・所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

（１）給与等の収入金額が 850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合
①特別障害者　②年齢 23歳未満の扶養親族を有する人　③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人
所得金額調整控除額＝｛給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は 1,000万円）－850万円｝×10%

（２）給与所得金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的年金雑所得の合計額が 10万円を超える場合
所得金額調整控除額＝給与所得金額（10万円が限度額）＋公的年金に係る雑所得の金額（10万円が限度額）－10万円
※上記（１）の所得金額調整控除がある場合は、その控除後の給与所得の金額から控除します。

●雑所得

- 公的年金等：国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得で表２により計算します。
  注意 遺族年金、障害年金については、課税の対象となりません。
- 業務：原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金、ネットオークションによる個人取引、食料品の配達などの副収入による所得
- その他：個人年金など上記のいずれにも該当しない所得

収入金額－必要経費でその所得を計算します。

（表２）公的年金等にかかる雑所得金額の計算

65歳未満（昭和 36年１月２日以降生まれの人）		65歳以上（昭和 36年１月１日以前生まれの人）	
公的年金等の収入金額	雑所得の金額	公的年金等の収入金額	雑所得の金額
1,300,000円以下	収入金額 － 600,000円	3,300,000円以下	収入金額 －1,100,000円
1,300,001円～ 4,100,000円	収入金額×75%－ 275,000円	3,300,001円～ 4,100,000円	収入金額×75%－ 275,000円
4,100,001円～ 7,700,000円	収入金額×85%－ 685,000円	4,100,001円～ 7,700,000円	収入金額×85%－ 685,000円
7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円	7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円
10,000,000円超	収入金額 －1,955,000円	10,000,000円超	収入金額 －1,955,000円

※１円未満の端数は切り捨てです。
※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が「1,000万円超、2,000万円以下」の場合は 10万円を、「2,000万円超」の場合は 20万円を（表２）で算出した雑所得金額に加算します。

●譲渡所得（総合課税）

土地や建物、有価証券以外の財産（ゴルフ会員権や金地金、機械、書画、骨董など）を売ったとき**収入金額－取得費や譲渡経費－50万円(特別控除)**でその所得を計算します。

その財産の所有期間が５年を超える場合は長期譲渡所得、５年以下なら短期譲渡所得となります。長期譲渡所得であれば１／２が課税の対象となります。

●一時所得

懸賞金や生命保険の一時金など継続性のない一時的な所得

収入金額－収入を得るための費用－50万円(特別控除)でその所得を計算します。

さらにその１／２が課税の対象となります。

※土地や株式の譲渡など分離課税の方法により課税される所得については係までお問い合わせください。

【所得から差し引かれる金額（所得控除）】

控除の種類	控除の対象、要件、控除額の計算など
○社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする親族にかかる社会保険料(国民健康保険、国民年金保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険等)のうち本人が支払った合計額 ※本人以外の公的年金から特別徴収された社会保険料は控除対象になりません。
○小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度、個人型確定拠出年金 (iDeCo)、心身障害者扶養共済制度などの掛金を支払った合計額
○生命保険料控除	本人や配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険や介護医療保険、個人年金保険の支払額から算出した控除額の合計額（上限 70,000 円）

新契約（一般・個人年金・介護医療）		旧契約（一般・個人年金）	
保険料支払額	生命保険料控除額	保険料支払額	生命保険料控除額
12,000 円以下	支払額の全額	15,000 円以下	支払額の全額
12,001 円～ 32,000 円	支払額 ×1/2+6,000 円	15,001 円～ 40,000 円	支払額 ×1/2+7,500 円
32,001 円～ 56,000 円	支払額 ×1/4+14,000 円	40,001 円～ 70,000 円	支払額 ×1/4+17,500 円
56,000 円超	28,000 円	70,000 円超	35,000 円

※新契約と旧契約の両方がある場合の算出方法
a　一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき新・旧の保険料ごとに計算
b　「旧保険料控除額」（限度額 35,000 円）と「旧保険料控除額＋新保険料控除額」（限度額 28,000 円）を比較し、大きい方を適用
c　ab で計算した一般生命保険、個人年金保険と介護医療保険を合計

○地震保険料控除

本人や本人と生計を一にする親族のために支払った損害保険料から算出した地震契約分と旧長期分の控除額の合計額（上限 25,000 円）

地震保険料支払額	地震保険料控除額	旧長期損害保険料支払額	地震保険料控除額
50,000 円以下	支払額 ×1/2	5,000 円以下	支払額の全額
50,000 円超	25,000 円	5,001 円～ 15,000 円	支払額 ×1/2+2,500 円
		15,000 円超	10,000 円

※１つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合は、どちらか１つの契約のみに該当するものとして計算します。

○寡婦・ひとり親控除

※本人の合計所得金額が 500 万円以下の人が対象

区分	要件	控除額
寡婦控除	夫と離婚後婚姻しておらず、子以外の扶養親族がいる人。夫と死別してから婚姻していない人（扶養親族の要件なし）	26 万円
ひとり親控除	現に婚姻していない人で生計を一にする子（総所得金額等が 58 万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限る）を有する人。	30 万円

※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は、控除は適用されません。

○勤労学生控除

学生のうち合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。

控除額
26 万円

○障害者控除

区分	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	控除額
特別障害者	１級・２級	１級	A 判定	30 万円
同居特別障害者				53 万円
その他の障害者	上記以外			26 万円

※介護保険で要介護及び要支援の認定を受けている人でも、この控除を受けるには、申告時に市町が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

○配偶者控除・配偶者特別控除

※本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の人が対象

区分	配偶者の合計所得金額		本人の合計所得金額 900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	58 万円以下	一般	33 万円	22 万円	11 万円
		老人	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別控除	58 万円超 100 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下		31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下		26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下		21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下		16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下		11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下		6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下		3 万円	2 万円	1 万円

○扶養控除

※扶養される人の合計所得金額が 58 万円以下の場合のみ対象

区分		年齢	控除額
扶養控除	一般扶養	16 歳以上 19 歳未満（平成 19 年１月２日～平成 22 年１月１日生）	33 万円
		23 歳以上 70 歳未満（昭和 31 年１月２日～平成 15 年１月１日生）	
	特定扶養	19 歳以上 23 歳未満（平成 15 年１月２日～平成 19 年１月１日生）	45 万円
	老人扶養	70 歳以上（昭和 31 年１月１日以前に生まれた人）	38 万円
	同居老親等	老人扶養のうち本人か配偶者の直系尊属で同居の場合	45 万円
16 歳未満の扶養親族		16 歳未満（平成 22 年１月２日以降に生まれた人）	0 円

○特定親族特別控除

※19 歳以上 23 歳未満の特定親族を有する人が対象

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

※国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には親族関係書類及び送金関係書類等が必要です。

控除の種類	控除の対象、要件、控除額の計算など
○基礎控除	本人の合計所得金額 ／ 控除額 2,400 万円以下 ／ 43 万円 2,400 万円超～ 2,450 万円以下 ／ 29 万円 2,450 万円超～ 2,500 万円以下 ／ 15 万円 2,500 万円超 ／ 0 円
○雑損控除	本人や、本人と生計を一にする配偶者またはその他の親族が、災害や盗難または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額 １．（損失金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額 ×10%） ２．災害関連支出の金額－5万円
○医療費控除 ※①、②は選択制ですので両方適用することはできません。	①医療費控除 本人や、本人と生計を一にする配偶者またはその他の親族の医療費を支払った場合 （支払金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等×5%）と10万円のいずれか少ない方の金額（控除限度額200万円） ※医療費控除の明細書が必要です。 ②医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） 健康の保持推進及び疾病予防のための一定の取り組みを行った人が、本人や、本人と生計を一にする配偶者またはその他の親族のためにセルフメディケーション税制対象の医薬品の購入の対価を支払った場合（購入金額－保険金などで補てんされる金額）－12,000円（控除限度額88,000円） ※医療費控除の明細書及び一定の取り組み（健康診断、予防接種等）を行ったことがわかる書類が必要です。

泉佐野市長　年　月　日提出

受付印

令和８年度　市民税・府民税　申告書

現住所	（泉佐野市）		
1月1日現在の住所	□同上		
フリガナ		個人番号	
氏名			
生年月日	明・大 昭・平・令　・　・	電話番号	業種又は職業

代理申告者	住所	電話番号	
	氏名	本人との関係	

処理欄　郵・投

太線内の住所・氏名・生年月日・扶養親族等をあらかじめご記入お願いします。

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

3．所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類 / 支払った保険料
	国民健康保険		国民年金
	介護保険		その他社会保険（任意継続保険等）
	後期高齢者医療保険		
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計
⑰～⑱ 寡婦・ひとり親 勤労学生控除	⑰ 寡婦・ひとり親控除 □離別 □死別 □生死不明（昭・平・令　年　月　日）	□ひとり親	⑱ 勤労学生控除 □（学校名）
⑲ 障害者控除	氏名	障害の程度	身体・療育 級 精神・介護（介護は控除対象者認定証の提示が必要）
	氏名	障害の程度	身体・療育 級 精神・介護（介護は控除対象者認定証の提示が必要）
⑳ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	氏名	生年月日	大・昭・平　・　・
		合計所得金額	
	個人番号		□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）
㉑～㉒ 扶養控除（16歳未満の人を含む） 1	氏名	生年月日	大・昭 平・令　・　・
	個人番号	続柄	□同居 □別居 特親 控除額 万円
2	氏名	生年月日	大・昭 平・令　・　・
	個人番号	続柄	□同居 □別居 特親 控除額 万円
3	氏名	生年月日	大・昭 平・令　・　・
	個人番号	続柄	□同居 □別居 特親 控除額 万円
4	氏名	生年月日	大・昭 平・令　・　・
	個人番号	続柄	□同居 □別居 特親 控除額 万円

＊別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、住所及び国外居住者である場合に区分を記入してください。
＊当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

㉓ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補塡される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉔ 医療費控除 □特	支払った医療費等	保険金などで補塡される金額	差引負担額

＊裏面にも記入する欄がありますので注意してください。
＊前年中に所得がなかった場合でも、非課税証明・国民健康保険料等の基礎資料となります。

1 収入金額等	事業 営業等	ア
	事業 農業	イ
	不動産	ウ
	利子	エ
	配当	オ
	給与	カ
	雑 公的年金等	キ
	雑 業務	ク
	雑 その他	ケ
	総合譲渡・一時 短期	コ
	総合譲渡・一時 長期	サ
	総合譲渡・一時 一時	シ
2 所得金額	事業 営業等	①
	事業 農業	②
	不動産	③
	利子	④
	配当	⑤
	給与	⑥
	雑 公的年金等	⑦
	雑 業務	⑧
	雑 その他	⑨
	雑 合計（⑦+⑧+⑨）	⑩
	総合譲渡・一時	⑪
	合計（⑪+⑥+⑩の計）	⑫
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬
	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	生命保険料控除	⑮
	地震保険料控除	⑯
	寡婦・ひとり親控除	⑰ 0 0 0 0
	勤労学生控除	⑱ 0 0 0 0
	障害者控除	⑲ 0 0 0 0
	配偶者（特別）控除	⑳ 0 0 0 0
	扶養控除	㉑ 0 0 0 0
	特定親族特別控除	㉒ 0 0 0 0
	基礎控除	㉓ 0 0 0 0
	⑬から㉓までの合計	㉔
	雑損控除	㉕
	医療費控除 区分	㉖
	合計（⑫+㉔+㉖）	

地方税法附則第４条の５の規定（セルフメディケーション税制）の適用を選択する場合には、「※医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

5．給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・府民税の納税方法

□給与から差引き（特別徴収）　□自分で納付（普通徴収）

処理欄　資料　有　発送　要　不要　控え　有　受付